

2020 ウインドサーファークラス全日本選手権

<帆 走 指 示 書>

[DP] は、WCR 序文-表記にしたがってペナルティーが決定される規則を意味する。
[NP] は、この規則の違反は、ボードによる抗議の根拠とならないことを意味する。
[SP] は、レース委員会が、審問無しに標準ペナルティーを適用することができる規則を意味する。

- 1 適用規則
 - 1.1 本大会は、「ウインドサーフィン競技規則 (WCR)」に定義された規則、及びウインドサーファークラス協会規則を適用する。
 - 1.2 上りのレグに於いては(スタート後30秒間を除く)、風と水のみを用いて競技しなければならない(パンピング、ウーチング、ロッキング等の禁止)。これはWCR42を変更している。
- 2 競技者への通告
競技者への通告は、大会本部に設置された公式掲示板に掲示される。
- 3 帆走指示書の変更
帆走指示書の変更は、それが発効する当日のスタート予定時刻の少なくとも 30 分前までに掲示される。ただしレース日程の変更は発効する前日の抗議締切時刻までに掲示される。
- 4 陸上で発する信号
 - 4.1 陸上の信号は公式掲示板付近に設置されたフラッグポールに掲揚する。
 - 4.2 D旗が音響1声と共に掲揚された場合には「選手はレース・エリアに向かいなさい」ということを意味する。
 - 4.3 D旗が掲揚されない場合、その日のレース又は次のレースのスタート時刻は延期されていることを意味する。
 - 4.4 AP旗が、陸上で掲揚された場合、レース信号 AP旗の「1分」を「30分以降」と置き換える。
- 5 [DP] [NP] 海上で発する信号
スタート・ライン又はフィニッシュ・ラインに位置するレース委員会艇、又はその他のレース委員会艇に N/H 旗、N/A 旗、AP/H 旗、AP/A 旗が掲揚された場合には、競技規則レース信号に定められたそれぞれの意味に加え、「全艇直ちに指定された浜に戻り、帰着申告をしなさい」ということを意味する。
- 6 レースの日程
 - 6.1 日程
 - 10月24日(土)

08:00~09:30	大会受付
09:45	開会式・艇長会議
11:00	第1レースの予告信号時刻
17:30	レース終了予定
 - 10月25日(日)

09:30	その日の最初のレースの予告信号時刻
17:30	閉会式
 - 6.2 1日最大4レースとし、2日間で最大7レースを行う
 - 6.3 最終日のレースの予告信号は 16:00 以降に発せられることはない。ただしディビジョン分割された場合、先行したディビジョンのレースが完了し、引続きレー

スが予定される時は、予告信号が発せられることがある。

7 クラス旗

クラス旗は、JWA 旗を用いる。

8 レース・エリア

8.1 レースを行う海面は江ノ島湾内の以下のレース海面とする。



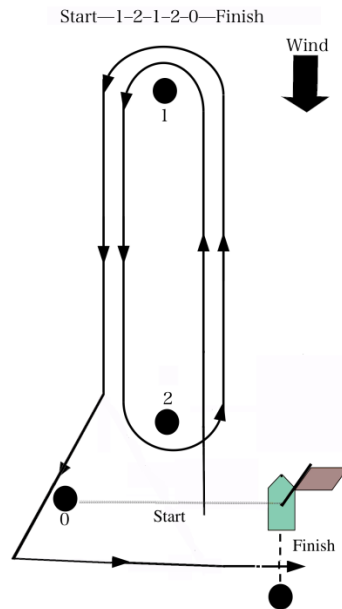
8.2 [DP] [NP] レース委員会が指定する場所から出艇することとする。

9 コース

9.1 風上/風下コースを予定するが（見取り図参照）、最終的にはレース当日の海面状況により決定される。

(例) スタートマーク 1-マーク 2-マーク 3-マーク 0-フィニッシュ

〈コース図〉



9.2 コースは全日本クラスとオープンクラスとで合同で使用する。

10 マーク

10.1 マーク 1、マーク 2 は黄色の三角型ブイとする。

10.2 マーク 0 (スタートマーク) は白色の円筒型ブイとする。

10.3 フィニッシュ・マークはオレンジ色の球型ブイとする。

11 スタート

- 11.1 スタート・ラインは、スターボードの端にある本部船に ChottoYacht 旗を掲揚しているポール又はマストとポートの端にあるスタート・マークのコースの側との間とする。
- 11.2 スタート信号の4分より後にスタートする艇は「DNS」と記録される。この項は WCR A4 と A5 を変更している。
- 11.3 スタートは以下のように行われる。

5分前	クラス旗掲揚
4分前	P旗 (I旗、U旗、黒色旗) 掲揚
1分前	P旗 (I旗、U旗、黒色旗) 降下
スタート	クラス旗降下
- 11.4 **[DP] [NP]**フィニッシュした艇は、レース中の艇、及び予告信号が発せられている艇を十分に避けて、直ちに本部船右側のウェイティング・エリアへ戻らなければならない。
- 11.5 全日本クラスとオープンクラスの全ディビジョンが同時にスタートする。

12 フィニッシュ

フィニッシュ・ラインは、本部船に ChottoYacht 旗を掲揚しているポールとフィニッシュ・マークのコースの側との間とする。

13 タイム・リミット

各クラスの先頭艇が WCR 28.1 に定めるコースを帆走してフィニッシュ後、20分以内にフィニッシュしなかった艇は、「DNF」と記録される。この項は WCR 35、A4、A5 を変更している。

14 抗議と救済要求

- 14.1 抗議書は大会本部で入手できる。抗議及び救済または審問再開の要求は、適切な時間内に大会本部に提出されなければならない。
- 14.2 抗議締切時刻はその日の最終レース終了後、またはレース委員会が本日これ以上レースを行わないという信号を発した後、どちらか遅い方から60分後とする。
- 14.3 審問の当事者であるか、または証人として名前があげられている競技者に審問のことを知らせるため、公式掲示板に掲示する。
- 14.4 付則 T (調停) を適用する。
 - 14.4.1 プロテスト委員会の正規抗議審問の代替として、競技者は調停使用の選択権が与えられる、しかし、審問の前に、抗議者および被抗議者の両者が裁定人の判決を受託すると合意する場合のみである。
 - 14.4.2 裁定人はプロテスト委員会の2名のメンバーとし、抗議者と被抗議者のみの証言を聴き、どのボードが規則に違反したか (もしあれば) について結論を下す。(WCR 63.6 の変更)
 - 14.4.3 判決は抗議の当事者すべてを拘束するが、審問は WCR 66 に基づき再開することができる。
 - 14.4.4 裁定人がボードにペナルティーを課す場合、適用されるペナルティーはクラス/ディヴィジョンにおける参加艇数の30% (少数以下を四捨五入) の得点ペナルティーとなる。得点ペナルティーの加算で、そのレースで失格とされたボードに適用される得点より大きい得点を受ける結果となる場合、そのボードは失格とされたボードと同得点が記録される。得点ペナルティーの適用は、該当のフリートの他のボードの得点に影響を及ぼしてはならない。得点は-ARB-として成績表に表示される。
 - 14.4.5 抗議の当事者にアービトレーション・システムが提示された時点で、当事者のいずれかがシステムの受託を拒否する場合、抗議は正規のプロテスト委員会による審問がされ、ペナルティーは失格となる。
 - 14.4.6 裁定人のみが、調停審問を正式ジュリーに委ねる権利を持つ。

- 15 得点方式
- 15.1 WCR A4 の低得点方式を適用する。
 - 15.2 1レースの完了をもって、本大会の成立とする。
 - 15.3 全日本クラスとオープンクラスは同時にレースを行い、その得点から各クラス別および男女の順位を付けるものとする。
- 16 **[DP]** **[NP]** 安全規定
- 16.1 海上にいる間、競技者は個人用浮揚用具（ライフジャケット）を着用しなければならない。この項は第4章前文およびWCR 40を変更している。
 - 16.2 レース委員会又はジュリーはレース艇が帆走不能もしくは危険な状態にあると判断した場合は、リタイアを命ずることができる。この措置に対する救済要求はできない、この項はWCR 62.1(a)を変更している。
 - 16.3 **[SP]** 選手は各レース日の最初の予告信号予定時刻の30分前まで出艇申告を、その日の最後のレース終了後30分以内に帰着申告を、申告用紙にサインをしなければならない。この規定に違反した場合には、違反した理由が認められない限り、そのサインに係る全レースの得点についてペナルティーとして5点加算される。
 - 16.4 レースからリタイアする艇は、できるだけ早くレース委員会に伝えなければならない。
- 17 **[DP]** 装備品の交換
- 17.1 損傷又は紛失による装備の交換は、レース委員会の承認なしでは許可されない。交換の要請は最初の適切な機会にレース委員会に行わなければならない。
 - 17.2 損傷又は紛失した装備品の交換が海上の場合には、損傷したことが海上のレース委員会によって確認された後、許可されることがある。
- 18 **[DP]** 支援艇
- チームリーダー、コーチ、その他の支援要員は、準備信号の時刻からすべての艇がフィニッシュするか、又はレース委員会が延期、ゼネラルリコールもしくは中止の信号を発するまで、レースに影響するエリアにはならない。これに違反した場合、その支援艇に関連する全ての艇に対してペナルティーが課せられることがある。
- 19 賞
- 各クラスの入賞者第1位から3位まで、表彰状を授与する。
- 20 大会本部・陸上本部
- 20.1 大会本部はちょっとヨットビーチハウスに設置する。
 - 20.2 陸上本部は片瀬海岸東浜 総合型地域スポーツクラブ艇庫前とする。
 - 20.3 公式掲示板は陸上本部に設置する。
 - 20.4 受付はちょっとヨットビーチハウスで行う。
- 21 責任の否認
- この大会の競技者は自分自身の責任で参加する。WCR 4（レースをすることの決定）参照。主催団体は、大会の前後、期間中に生じた物理的損害又は身体傷害もしくは死亡によるいかなる責任も負わない。
- 22 ごみの放棄の禁止
- レース参加艇およびサポートボートは、海中及び砂浜にごみ等を投棄してはならない。